

大府市告示 第110号

大府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次により縦覧に供する。

なお、大府市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは令和8年10月13日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画に対し異議があるときは、令和8年10月13日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年9月14日

大府市長 岡村秀人

1 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

自 令和8年 9月14日

至 令和8年 10月13日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

大府市役所 農業振興課

大府市中央町五丁目70番地